

科学技術振興対策特別委員会議録第九号

昭和三十一年三月六日(火曜日)
午後二時十二分開議

出席委員

- 委員長 有田 喜一君
- 理事 椎名悦三郎君 理事 前田 正男君
- 理事 岡 良一君 理事 志村 茂治君
- 理事 岡 修君 加藤 精三君
- 小平 久雄君 中曾根康弘君
- 山口 好一君 岡本 隆一君
- 田中 武夫君 原 茂君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

- 調達庁次長 丸山 信君
- 經濟企画 齋藤 憲三君
- 政務次官 齋藤 憲三君

委員外の出席者

- 総理府事務官(原子力局総務課長) 島村 武久君
- 参考人(財団 法人原子力研究所理事) 久布白兼致君

三月一日

委員楠美省吾君辞任につき、その補欠として赤澤正道君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

日本原子力研究所法案(内閣提出第九三号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
日本原子力研究所法案(内閣提出第九三号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

本日は、日本原子力研究所法案を議題としたし、まず政府より提案理由の説明を求めます。正力國務大臣。

日本原子力研究所法案

日本原子力研究所法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員、顧問及び職員(第十条―第二十一条)
- 第三章 業務(第二十二条―第二十四条)
- 第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)
- 第五章 監督(第三十六条―第三十七条)
- 第六章 雑則(第三十八条―第三十九条)
- 第七章 罰則(第四十条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 日本原子力研究所は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第三条 日本原子力研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 研究所の資本金は、二億五千万円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し前項の二億五千万円を出資するものとする。

3 研究所は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、研究所に出資することができる。

5 政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならない。

6 政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)をもつて出資の目的とすることができる。

7 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第五条 研究所は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(定款)

第六条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び会議に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第七条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第八条 研究所でない者は、日本原子力研究所という名称又はこれに

類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所について準用する。

第二章 役員、顧問及び職員

(役員)

第十条 研究所に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務の制限)

第十一条 理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、定款で定めるところにより、研究所を代表し、理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、研究所を代表し、理事長及び副理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(監事の任命)

第十二条 理事長は、原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長及

び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3 監事は、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。(役員任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ(役員欠格事項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十五条 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長にあつては原子力委員会の同意を得て、副理事長及び理事にあつては理事長及び原子力委員会の意見をきいて、監事にあつては原子力委員会の意見をきいて、これらの者を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。(役員兼職禁止)

第十六条 役員は、官利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十七条 研究所の理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。(代理人の選任)

第十八条 理事長、副理事長及び理事は、研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十九条 研究所に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験がある者のうちから、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、理事長が任命する。

(役員、顧問及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務(業務の範囲)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 三 原子力の設計、建設及び操作を行うこと。
- 四 原子力に関する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと。
- 五 放射性同位元素の輸入、生産及び頒布を行うこと。
- 六 原子力に関する資料の収集を行うこと。
- 七 第一号から第三号までに掲げる業務に係る成果を普及すること。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 研究所は、前項第八号に掲げる業務を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(研究の協力)

第二十三条 研究所は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる業務に関し、研究の委託を受け、又は研究を委託することが

できる。

(業務運営の基準)

第二十四条 研究所の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基いて行われなければならない。

第四章 財務及び会計(事業年度)

第二十五条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第二十九条 研究所は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、研究所に出資した者以下次条において「出資者」というものうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に法令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

2 研究所は、前項の規定による積立を行った後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に対し分配することができる。

3 研究所は、前項の規定による分配をすることができ(以下この条において「分配可能額」という。)

が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合に達するまでは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に

対しそれぞれその出資額に応じて分配するものとし、政府の出資に

対しては分配することを要しない。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合をこえ資本金の額に対し千分の七十五の割合に

達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて分配する。この場合において、残余の額の政府の出資に對する分配については、政府の出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5 研究所は、分配可能額が資本金の額に對し千分の七十五の割合をとえる場合には、分配可能額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて分配する。

6 研究所は、前五項の規定にかかわらず、その成立の日の属する事業年度から成立後五年を経過する日の属する事業年度までは、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しななければならない。

7 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項又は前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しななければならない。

(借入金)
第三十一条 研究所は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金金は、当該事業年度内に償還しななければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができ

ない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金金は、一年以内に償還しななければならない。

(補助金)
第三十二条 政府は、予算の範囲内において、研究所に對し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)
第三十三条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)
第三十四条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(総理府令への委任)
第三十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督
第三十六条 研究所は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして研究所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
(解散)
第三十八条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第三十九条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しななければならない。

一 第四十条第三項、第六条第二項、第二十六条、第三十条第二項、第三十一条第一項及び第二項ただし書並びに第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十四条及び第三十五条の規定により総理府令を定めようとするとき。

罰金に処する。
第四十一条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十二条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣の認可を受けなければならない。この場合において、内閣総理大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しななければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府以外の者に對し研究所に對する出資を募集しななければならない。

6 設立委員は、前項の募集が終つたときは、内閣総理大臣に對し設立の認可を申請しななければならない。

7 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府及び出資の募集に應じた政府以外の者に對し、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人原子力研究所からの引継)
第三条 昭和三十年十一月三十日に設立された財団法人原子力研究所(以下この条において「財団法人原子力研究所」という。)は、研究所の成立の時に對し解散し、その

一切の権利及び義務は、その時に
おいて研究所が承継する。この場
合においては、他の法令中法人の
解散及び清算に関する規定は、適
用しない。

2 前条第九項の規定により研究所
の設立の登記がなされたときは、
登記官吏は、職権で、財団法人原
子力研究所の解散の登記をし、そ
の登記用紙を閉鎖しなければなら
ない。

3 研究所の成立の際現に財団法人
原子力研究所に勤務する者は、研
究所の成立の時に研究所の職員と
なるものとする。

(経過規定)
第四条 この法律の施行の際現に日
本原子力研究所という名称又はこ
れに類似する名称を使用している
ものは、この法律の施行後六月以
内にその名称を変更しなければな
らない。

2 第八条の規定は、前項に規定す
る期間内は、同項に規定する者に
は適用しない。

第五条 研究所の最初の事業年度
は、第二十五条の規定にかかわら
ず、その成立の日始まり、昭和
三十二年三月三十一日に終るもの
とする。

第六条 研究所の最初の事業年度の
予算、事業計画及び資金計画につ
いては、第二十六条中「事業年度
開始前」とあるのは、「研究所の
成立後遅滞なく」と読み替えるも
のとする。

(登録法の改正)
第七条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整
備事業団」の下に、「日本原子力研
究所」を、「石炭鉱業合理化臨時措
置法」の下に、「日本原子力研究所
法」を加える。

(地方税法の改正)
第八条 地方税法(昭和二十五年法
律第二百二十六号)の一部を次の
ように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中
「及び鉱害復旧事業団」を「鉱害復
旧事業団及び日本原子力研究所」
に改める。

第三百四十九条の三に次の二項
を加える。

9 日本原子力研究所が設置する
原子力の開発及び利用に関する
研究設備並びに放射性廃棄物処
理設備並びにこれらの設備を取
容する家屋に対して課する固定
資産税の課税標準は、前二条の
規定にかかわらず、当該固定資
産に対して新たに固定資産税が
課されることとなつた年度から
五年度分の固定資産税について
は、当該固定資産に係る固定資
産税の課税標準となるべき価格
の三分の一の額とし、その後五
年度分の固定資産税について
は、当該固定資産に係る固定資
産税の課税標準となるべき価格
の三分の二の額とする。

10 重水の製造設備に対して課す
る固定資産税の課税標準は、前条
の規定にかかわらず、当該設備に
対して新たに固定資産税が課さ
れることとなつた年度から三年
度分の固定資産税に限り、当該設

備の価格の二分の一の額とする。
第四百八十九条中第六項を第七
項とし、第五項の次に次の一項を
加える。

6 日本原子力研究所が直接その
業務の用に供する電気又はガス
で政令で定めるものに対して
は、電気ガス税は課することが
できない。

(土地収用法の改正)
第九条 土地収用法(昭和二十六年
法律第二百十九号)の一部を次の
ように改正する。

第三十二条第三号を第三十四号
とし、第三十二号の次に次の一号を
加える。

三十三 日本原子力研究所が研究
の用に供する施設
(科学技術庁設置法の改正)
第十条 科学技術庁設置法(昭和三十
一年度法律第 号)の一部を
次のように改正する。

第八条第八号中「原子力研究所」
を「日本原子力研究所」に改める。

○正力国務大臣 ただいま議題となり
ました日本原子力研究所法案につきま
して、その提案の理由及び要旨を御説
明申し上げます。

原子力の開発が、将来におけるエネ
ルギー資源を確保し、学術の進歩と産
業の振興をはかり、人類社会の福祉と
国民生活の水準向上にきわめて重要な
意義を有するものでありますことにつ
きましては、今さら論を待たないとい
ころでありまして、政府におきまして
も原子力開発の重要性にかんがみまし
て、一昨年来原子力に関する行政機
構の確立と研究開発の実施機関の早急

整備を意図しており、昨年末原子力基
本法が制定されました後、本年一月か
らは原子力委員会及び原子力局の発足
を見た次第であります。

研究開発の実施機関につきまして
は、諸外国における研究開発の進展状
況にかんがみましてわが国におきまし
ても早急に研究に着手することが望ま
しいこと、アメリカ合衆国との間に
ける濃縮ウランの受け入れ協定の成立
に伴いまして、これが受け入れ機関を
早急に整備する必要があること等の理
由から、法律の裏付けを待つことなく、
とりあえず財団法人として昨年十一月
三十日原子力研究所を発足いたさせま
した。しかしながら、これは当面の措
置でありまして、原子力基本法にも規
定されております通り、法律に基く國
家的機関としての研究所を整備いたし
ますことが必要であり、政府におき
ましても原子力委員会を中心に慎重に
検討して参つたのであります。その結
果この研究機関といたしましたは、原
子力開発がきわめて広範囲にわたる技
術の総合の上に成り立ち得るものであ
ること、高度の技術水準が要求されて
いること並びに広く各界にわたる協力
体制を確保する必要がある、これがた
めには単に資金的な面ばかりでなく有
能な研究技術者の交流をはかる必要等
から、民間各界の協力が不可欠の要請
であること等の諸要件を満たし、わが
国における原子力開発のセンターとな
るべき研究開発実施機関としての実質
を整えるために、民間の出資をも認め、
しかも政府の強い監督に服する特殊な
法人とすることいたしました。

この法案は、以上の経緯及び観点に
立ちまして、原子力基本法に基き、原

子力の開発に関する研究等を総合的か
つ効率的に行い、原子力の研究、開発
及び利用の促進に寄与させることを目
的としたしまして、日本原子力研究所
を設立しようとするものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明申
上げます。

まず第一に、日本原子力研究所の資
本金は、政府及び政府以外の者からの
出資金の合計額とし、政府は一般会計
から研究所の設立の際二億五千万円を
出資することになっております。また
政府は出資に当っては、土地、建物等
をもって現物出資することができると
うにいたしております。

第二に、研究所の役員として、理事
長、副理事長、理事及び監事を置くこ
とし、その任命につきましては、理
事長にあっては原子力委員会の同意を
得て、副理事長及び理事にあっては、
理事長及び原子力委員会の意見を聞い
て、監事にあっては、原子力委員会の
意見を聞いて、それぞれ内閣総理大臣
が任命することといたしております。

第三に、研究所の行う業務でありま
すが、日本原子力研究所設立の目的に
従いまして、原子力に関する基礎的研
究及び応用の研究、原子炉の設計、建設
及び操作、原子力関係研究技術者の養
成訓練、放射性同位元素の輸入、生産
及び頒布等の業務を行わしめることと
いたしております。なお、研究所は、
その業務を行うに当りましては、原子
力委員会の議決を経て、内閣総理大臣
が定める原子力の開発利用に関する基
本計画に基いて行わなければならない
ことといたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であ
りますが、研究所の予算、資金計画、事

業計画、財務諸表、利益の処理、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を要することとしておりますが、これは研究所の業務の公益性によるほか、政府の出資金がその資本金の二分の一以上に当ること並びに研究所の特殊な法人としての性格上、政府以外の出資者の発言権が認められないため、内閣総理大臣がこれらの者にかわり研究所の財務及び会計に関与する必要があること等の理由によるものであります。また政府は、研究所の研究開発実施機関としての特殊性にかんがみまして、その業務に要する経費の一部を補助することができるといたしております。

第五に、研究所は内閣総理大臣の監督に服するものでありまして、内閣総理大臣は研究所に対して、監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることとしたいたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、内閣総理大臣が設立委員を任命してこれを処理させることとしたしておりますが、研究所の業務をなるべくすみやかに開始する必要がありますので、必要な準備を急速に行いたいと考えております。

一方現在の財団法人原子力研究所は、この研究所の成立のときにおいて解散し、その権利義務は研究所が承継するとともに、職員もそのまま引き継ぐこととしたしております。

なお、登録税法及び地方税法の一部をそれぞれ改正し、研究所に対する登録税、不動産取得税、固定資産税及び電気ガス税をそれぞれ減免する等の措置を講ずることとなっております。

以上がこの法律案の提案の理由並びにその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○有田委員長 以上をもつて、政府の提案理由の説明は終了いたしました。

○有田委員長 この際、お諮りいたします。財団法人原子力研究所理事、久布白兼致君を参考人としたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○有田委員長 これより質疑に入りま

す。質疑の通告がありますからこれを許します。前田正男君。

○前田(正)委員 ただいま御提案になりましたところの日本原子力研究所は、わが国の今後の原子力の開発、研究に当って重要な問題であると思

いますので、詳細につきまして、また別の機会に質問をいたしたいと思はすけれども、そのおもなる点につきまして、二、三基本的な問題をお聞きしておきたいと思はす。

まず第一点の問題でございますけれども、この原子力研究所の名前は、日本原子力研究所ということになっておりますが、この法律の目的に書いてあります通り、これは原子力基本法に基づいて設けられることになっておるようでありまして、従いまして、原子力基本法の方は、単に原子力研究所となっておりますのであります。これはこの原子力基本法に基づくところの原子力研究所に該当するものであるというふうに法律では書いておられますが、名前が違

ておるようになっていますけれども、この点について、基本法の修正とかその他の問題が必要であるかどうか、基本法との間に食い違いがあるかないか、こういう点について、政府の明確な御答弁をお聞きしたいと思います。

○島村説明員 大臣にかかりましてお答え申し上げます。基本法には、第七

条に、御指摘のようになり、原子力研究所を置くことになっておりますので、この新しい法律に基きます原子力研究所も、そのまま原子力研究所という名称にいたしたいと考えておたわけ

でございますが、何分にもただ原子力研究所と申しますと、いささか抽象名詞化した感じがございまして、この際、日本原子力研究所というふう

に、はつきりと固有名称的な名称に変えた方がよからうというところから、かような名称をつけたのでございます。これにつきましまして、原子力基本法で書かれました名前と違ふがゆえに、原子力基本法の方を直さなければならぬか

どうかという問題につきまして、これは議員立法で昨年の臨時国会で可決せられました法律のことでございますので、その関係も慎重に検討しました結果、特にこの基本法でうたわれ

た原子力研究所という意味は、そのまゝ固有名称というふうには解さなくてもよろしかろうという法制局の見解もございまして、原子力基本法の方はそのままにおきまして、なおこの研究所に日本原子力研究所という名前をつけることは可能であるという結論に到達いたしましたわけでありまして、しかしながら、この第一条にはつきり書いてござ

いますように、「日本原子力研究所」というふうに、「日本」という名前はつ

けましても、原子力基本法に基いて作られたものであることには間違いございませんし、基本法に定められておりますところの、そのままの原子力研究所であるとお考え下さいまして間違いなところもございまして、その点はどうぞ御了承願いたいと思はすわけでございます。

○前田(正)委員 政府の法制的な解釈もそのようであるならば、基本法に基いた研究所として、われわれは審議を

していきたく思ふのであります。次に、この法律で、内閣総理大臣とい

うのが非常に出てくるのでありますけれども、過日この委員会でも科学技術庁設置法案が可決され、衆議院を通過して、現在参議院に上っているのです

が、科学技術庁設置法案が成立いたしますならば、科学技術庁が当然この仕事をやることになると思ふのであり

ますが、その点はどうかというふうになるのか、お答えを願いたいと思はす。

○島村説明員 御指摘の通り、科学技術庁設置法案は、現在衆議院を通過

いたしました参議院で御審議を願っております。参議院で御審議を願っております。参議院で御審議を願っております。

は、所管大臣としての意味の内閣総理大臣でございます。科学技術庁長官というふうには書いておられません。ただし、第十二条あたりをお読み下さるとよくおわかりかと思はすのでございまして、原子力関係の――特にこの法律におきましては、原子力委員会との関係が非常に出て参りますし、また直接的でございませぬ、間接的に原子力委員会との関係を考慮しなければならぬ点が多々あるわけでございますが、

原子力委員会は、御承知の通り、科学技術庁長官の諮問機関あるいは補佐機関というふうな形にはなっておりませんので、内閣総理大臣に直屬するようになつております。従いまして、この形で、科学技術庁長官というふうな使

い方をいたしますことは、いささか不都合があるというふうには考へるわけ

でございます。なお、その他の点につきましては、科学技術庁長官というふうに書いて悪いことは決してないのでございませ

けれども、従来このような法人の監督等のような場合は、一応外部的にも所管する権限を持った所管大臣としての内閣総理大臣という用語を使つておるの

が従来例でございます。その例を踏襲いたしまして、内閣総理大臣といふことにはこの法律では一応統一して

ございまして、しかし、実質的には、お話しになりましたように、原子力関係の行政は科学技術庁長官の所管することとなりまして、内閣総理大臣と書いてございまして、実質的には科学技術庁長官がおやりになるということになるわけでございまして、内閣総理大臣というふうにはいたした理由につきましまして、ただいま御説明申し上げた通りでございます。

○前田(正)委員 科学技術庁設置法にも、明瞭に、原子力の研究を科学技術庁が行う権限があると書いてあるわけでございますが、これによりまして、今のお話のように、実質的には科学技術庁長官がやるということになるよう

でありますけれども、たとえば、認許可事項があるようではございませぬ、このようにいうことは、内閣総理大臣から科学技術庁長官の方へ常時委任され

て、科学技術庁長官の名前で認許ができるのかどうか。あるいは総理大臣の判をもらわなければならないのかどうかという問題が出てくると思います。その委任事項は、閣議等で明瞭に委任されておるのかどうか、そういう点はどうなっておるか、一応お聞きしたいと思います。

○島村説明員 御指摘の通り、科学技術庁設置法等にはつきりと科学技術庁長官の権限であることがうたわれておられますけれども、その権限はあくまで内閣総理大臣の持つておられるところの権限を補佐するという意味におきまして、科学技術庁長官が、内閣総理大臣の所管に属する権限を行使せられるという趣旨でございますので、従いまして、科学技術庁設置法にはつきり出ておられます、そのもととはやはり内閣総理大臣にあるわけでございませう。従いまして、実質的には、科学技術庁長官でなく、内閣総理大臣という意味ではございませんで、あくまで科学技術庁長官の所掌せられるところに属しますけれども、法文といたしましては、従来の慣例によりまして、そのもとであるところの内閣総理大臣ということにしてあるわけでございませう。

○前田(正)委員 次に、原子力研究所の性格の問題であります。今後民間も多少出資するようでありませうけれども、この研究所の性格から見まして、多額の政府の資金というものを今後投じていかなければならぬということ、これは非常に大きな公益性のあるものであります。またそれによって研究されましたものは、民間が利用できるという、民間にとっても有利な問題であると思っております。しかし、

こういうような多額の政府資金を要するようなのは、本来ならば、当然公的、政府機関的なものでありまして、これを公平に国民が利用できるというふうにするべきであって、一部の出資者がこれを私的な発言権を持つてやるといふようなことは困るわけであります。この法案を見ますと、出資は証券であって、発言権がないようになつておられますけれども、しかしこの点は、特にこれを監督される科学技術庁長官が留意しなければならぬ点であると思つておられます。これを平等に、公平に国民が利用できるように、——出資者であるとか、出資者でないというところにかかわらず、国民の多額の金で研究をしていくわけでありませうから、留意しなければならぬ点であると思つて、これに對しまして、大臣の監督するふうにしておられるか、一つ承わりたい。

○正力國務大臣 ただいまお尋ねの点については、まことにごもっともなことでございまして、本来ならば、政府が全部出資するはずでありますけれども、いろいろの運営の都合上、民間の出資を認めました。しかし、これは株主の出資のように、これには権利は伴うておりませう。すべての運営その他ごとく政府においてやりますから、そういう御懸念はないと信じております。

○前田(正)委員 今の大臣のお話で、われわれもそういうふうには公平な監督をしていただきたいと思いますのであります。しかし、特にこの問題について考えますのは、人事に対する発言権は、この法律にもありません。内閣総理大

臣が原子力委員会の意見を聞いて、あるいは理事長の意見を聞いてというふうなことで任命できるようになつておられます。なつておられますけれども、事実上は、やはり出資した人たちがいろいろと大臣の方に話を持つてくるのか、あるいはこれは財界の方の意見だから、こうしてくれとかいふような話を持つてくることもあると思つておられます。この法律を認めましたも、これが設立されますときには、現在の財団法人の研究所は、職員をそのまま引き継ぐことになつておられますけれども、役員につきましては、この法律の適用を受けまして、新たに内閣総理大臣が任命されることになつておられます。内閣総理大臣が任命されるに當りまして、政府とい

たされては、一部の出資者の発言とか、あるいは財界の圧力とかいふようなこととでは、非常に困るものであります。われわれは、巻間において、そういう話をよく聞くのであります。特に電力関係の人たちは、自分の金で研究していかなければならぬものを、政府の多額の金を使って研究をして、その発言権を占めていくというふうなことで、一部出資をするような特殊法人にしたというふうな意見を聞くのであります。われわれは、そういうふうなことは困るものであります。なるべく公的の性格にしてもらいたいと思つたのであります。先ほど大臣も述べられましたように、今後の運営の問題について、民間の協力を要さなければならぬ、人材を集めなければならぬという点において、一部民間の出資を入れた特殊法人的なものにいたしました。公的の制限とか窮屈な問題を緩和しようという

ので、この方針をわれわれも認めたのであります。しかしそれは少くとも提案理由において述べられた範囲内においてでありまして、そういうふうな一部出資をした人間、あるいは財界の人間が発言権を持つてこの研究所を運営するのだということであつては、国民の金を使う政府として、あるいはまたこれらの出資をわれわれが見ていく国会としても困る問題であると思つておられます。従いまして、この点については、特に新しく人事の任命をされるわけでありますから、出資したとか出資しないとかいふことにかかわらず、政府としては、原子力委員会あるいは理事長等の意見を聞いて、公平な人事をされるようにぜひお願いしたいと思つておられますが、大臣のお考えを伺いたい。

○正力國務大臣 先刻も申し上げました通り、民間の一部出資は認めておられますけれども、これには権利といふものは認めておりませう。従つて、人事問題あるいはその他について干渉することもありませう。また干渉しても言うことを聞きませう。すべて政府の信するところ、すなわち、なお委員会の意見などを聞きまして、ごく公平にいたしますから、御了承願ひます。

○前田(正)委員 次に、現在の原子力の研究所のやつておられること、及び今度の予算によりましてどういふふうなことをやるかといふことについて実はお聞きしたいと思つておられます。きょうはまだ手もとに資料をいただいておりますので、その詳細の内容は、その資料をいただいてから御質問したいと思います。ただここでちょっとお聞きしておきたいと思つておられますことは、今度

の政府の予算の中では、一応二億五千万円を出資しておられると思つておられますけれども、これはもっと固定した、いわゆる出資金となるべきものは大体五億程度あると私は考えるのであります。が、この政府の予算の中で、一体どのくらいのものか将来出資金となる可能性があるかお聞きしたい。

○正力國務大臣 今度の研究所の予算として、政府からとりましたものは、十九億五千万円でありまして、このうち七億をキャッシュとして出して、十二億五千万円は債務負担になつておられます。ここに二億五千万円を資金で出して、あとまた四億五千万円あるわけでありませう。

○前田(正)委員 第一回の出資を二億五千万円とするというふうなことは、一方の民間の集めまます資本と大体同じ程度の出資を政府は常にしていくのだという考え方が、これで現われてくるかと非常に困るのであります。今後政府が、まだ出資し得る金があるならば、当然今後におきましても、政府の出資の方がすつとよけいになる、来年度あたりから予算をとつていくときには、民間出資の何倍、何十倍という出資金をとつていかなければならぬと思つておられます。そういう点からいって、設立のときは、民間の資本とバランスしていくのだという考え方が、非常にやりにくい。当然また四億五千万円も出資できるような可能性があるといふたしますならば、この設立時においては、一応二億五千万円でもけっこうでありませうけれども、今年度の予算では幾ら出資できるか、出資金は幾ら、予備費は幾らということをごの法案の審議に

当って明らかにしておいていただきたい。ことしの出資金はこれだけ、ことしの補助費はこれだけということも明瞭にしておいていただかないと、今後の予算をとって行く上において、非常に差しつかえてくると思えますので、後ほど資料としてそれを明瞭に出していただくかと思っております。その事業計画の内容につきましても、資料をいただきましてから一つ質問させていただきます。

○正力國務大臣 今年度は、大体、民間から二億程度と考へております。それで、先ほどちょっとお尋ねもありましたが、この二億五千万円としましたのは、別に民間とバランスをとるのじゃないのでありまして、最初は、そんなに金が要らないのでありますから、民間で二億出るなら、こつちが二億五千万円出してもよからうというのでありまして、将来必要に応じて、まだ四億五千万円ありますし、そのほか債務負担が十二億五千万円ありますから、場合によっては全部政府出資になることがあるかもしれせんから、御了承願います。

○前田(正)委員 大体その方は、もう少し資料の方で、予算の内容、事業計画の内容について、固定されるもの、出資金とみなされるもの、明細をいただいてから御質問したいと思えます。最後に一つ、昨日の夕刊及び本日の朝刊に出ておりましたところの原子力研究所の敷地の問題について、お聞かせを願いたいと思っております。原

子力研究所の敷地については、一応武山を希望するというようなことで、これを返還する可能性があるかどうかというようなことをアメリカの方に聞いておられるかと思っております。合せられまして、その返事がけさの新聞に出ておったように思えます。この辺の今までの折衝の経過、その返事の内容等について、調達庁の方から一つお聞かせを願いたいと思っております。

○丸山政府委員 武山のことに関しましては、たしか二週前前かと記憶しますが、原子力局の方から、研究所の敷地にしたいが、返還の可能性があるかどうか、調達庁から向うの返還に関する所管の者に交渉して見てほしいという御依頼がございまして、非常にお急ぎのようなふうにも受け取られましたので、これらの問題に關する日米合同の施設委員会というのがございまして、さっそく施設委員会の向うの代表者に希望を話しまして、向うの意向を至急知らせて下されたいと思っております。これに關しまして、きのうこちらに一応自分たちの意向というものを返事が参つたのであります。大体新聞にありますが、あの武山施設は、アメリカとしてはまだ必要な、重要なものと考えておるが、日本政府がほんとうになおより以上重要なものに使いたいということであるならば、半分くらいは返還のことを考慮しよう、しかしながら、自分の方もこの施設は重要に考へておるので、何か代替のものを考へてほしい。この点日本政府側が考へてくれるならば、先ほど申しましたように、今の施設が約四十数万坪あります。そのうち半分程度は考慮しよ、こういう返事があつたのが現状でございます。

○前田(正)委員 ところで、今のお話を聞いておきますと、一応正式の提案でもないし、また政府は正式に提案されたものではないかと思つておられます。すけれども、しかしこの問題についてどういふような敷地がいいかというところについては、一応研究所の方で希望があつたと思つておられます。しかし、この研究所自身は、今、提案になりまして、法律をいまして、新しい研究所ができればならぬと思つておられます。うせ解散をいたしまして、新しい研究所ができるわけでありまして、そういうところが当然原子力委員会がすべてこの問題を基本的な方針として決定していかなければならないと思つておられます。原子力委員会としては、この武山を希望するといふようなことを正式に委員会に諮られて、アメリカの方に申し込まれたものかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思つておられます。

○正力國務大臣 この研究所の敷地については、これは重大なことでありますから、原子力局として、また委員会として、十分慎重に考へまして、まず最初研究所において選考委員というものを選びまして、その選考委員をして各地の敷地を選定させました。それが十数カ所候補地がありまして、その中からだんだん選考に選考を重ねた結果、武山がすべての条件が一番よからうということになりました。しかし何分武山は米軍に接収されておりましたから、一つ米軍の意向を聞こうというところが原子力委員会できまして、委員会の決定に基づいて、原子力局が米軍の方へ調達庁を通じて意向を非公式に先ず聞いたわけでありまして、非公式

に聞いて、今、調達庁の返事があつたように聞かされたのであります。その返事を聞いておられますと、まず二分の一、そうしますと二十万坪程度と思つておられますが、原子力研究所は、最小限二十万坪でいいかもしれませんが、しかししたしか五十万坪ばかりの敷地の予定をしておられたと思つておられます。その点も多少問題があると思つておられます。もう一つ、今の代替地を出せといふような問題が出てきますと、これはやはりなかなか問題になると思つておられます。これは、政府としては、もう一度代替地の問題であるとか、あるいは坪数の問題であるとか、こういう問題について検討されたいと思つておられます。正式に合同委員会に対して申し出るといふようなことをされる意思があるかどうか、政府としての意思を決定されなければならぬと思つておられます。大臣はどういふようにお考へになっておられますか。

○正力國務大臣 ただいまお話の通り、原子力局の研究所の敷地としましては、二十万坪では足らぬのであります。やはり四十万坪でも五十万坪でも要るのであります。ところが武山の土地がすべての条件を備えておりましたから、とりあえずあそこに研究所を置く、研究炉だけを置くならば、あれでも間に合ふのです。それで動力炉を置く間合は合ふのであります。あそこに動力炉まで置く計画ではありません。とにかく急ぐのは研究炉でありますから、とりあえず武山が一番よかつた以上、一つアメリカの意向を聞こうといふことで聞いたのであります。ところが、残念ながら施設の代替を出せとい

ふことでありますので、これもなかなか重大な問題でありますから、よく委員会と相談しまして、態度をきめるつもりでおられます。

○前田(正)委員 それは、いろいろな条件においては確かに武山が便利であつたかも知れませんが、そういう非常にか代替地の問題とか、そういう非常に困難な問題が新たに生まれてきておられますので、それからなるほど二十万坪で研究炉は置けますけれども、しかし無理に二つに分けるといふことは、いろいろな方面において不便が出てくるのではないかと私は思つておられます。従つて、全部武山を返してくれるというならば、ある程度そこで満足できると思つておられます。研究所を何も二つに分けなければならぬといふことではないと思つておられます。ただ、いろいろの条件で武山が便利であるといふこととお考へになつたようでありまして、どういふふううに新たに代替地の問題も出るし、できるならば一つところにお集めになる方が政府としてはいいのじゃないかと思つておられます。大臣の御意見はどうでありますか。

○正力國務大臣 先ほど申し上げました通り、一カ所に集めることが便利であり、有効でありますけれども、どうも近いところにそれほど便利などがある二十万坪も取れなかつたものでありますから、とりあえず、急ぐ研究炉だけを置くところを近くに置こう、原子力局を別に置くことにしようとしたのであります。それで、実は先ほど申しした武山にきめたわけでありまして、武山のそういう施設の代替地を出せとい

ふことでありまして、これもなかなか重大な問題でありますから、よく委員会と相談しまして、態度をきめるつもりでおられます。

○前田(正)委員 それは、いろいろな条件においては確かに武山が便利であつたかも知れませんが、そういう非常に困難な問題が新たに生まれてきておられますので、それからなるほど二十万坪で研究炉は置けますけれども、しかし無理に二つに分けるといふことは、いろいろな方面において不便が出てくるのではないかと私は思つておられます。従つて、全部武山を返してくれるというならば、ある程度そこで満足できると思つておられます。研究所を何も二つに分けなければならぬといふことではないと思つておられます。ただ、いろいろの条件で武山が便利であるといふこととお考へになつたようでありまして、どういふふううに新たに代替地の問題も出るし、できるならば一つところにお集めになる方が政府としてはいいのじゃないかと思つておられます。大臣の御意見はどうでありますか。

○正力國務大臣 先ほど申し上げました通り、一カ所に集めることが便利であり、有効でありますけれども、どうも近いところにそれほど便利などがある二十万坪も取れなかつたものでありますから、とりあえず、急ぐ研究炉だけを置くところを近くに置こう、原子力局を別に置くことにしようとしたのであります。それで、実は先ほど申しした武山にきめたわけでありまして、武山のそういう施設の代替地を出せとい

ふことでありまして、これもなかなか重大な問題でありますから、よく委員会と相談しまして、態度をきめるつもりでおられます。

ことでありまして、この点は考究いたしまして、一カ所にまどめたいのが本心ですけれども、どうもそういういいところがなかったわけでありまして、今後なおよく考えます。

○前田(正)委員 それは、完全な条件のそろったいいところはなかなかないと思うのですが、やはり場所としては、相当広い場所も話として新聞その他に出しております。そのかわり、おのおの欠点もあるようでありまして、おのおのしかし、やはりいろいろと武山でも新たな問題が出てくるというふうな、そういうようなすべての点を考慮されておやりにならないければならぬと思うのです。いずれにいたしまして、これは今のままでは非公式の問題であるようでありまして、正式に政府として態度を早くきめられて、アメリカに返還を正式に要求されるか、あるいはまた別の場所に移されるかというのを早急にきめていかねければならぬし、また事実上、すでにアメリカに原子炉を買付けに行っておられるようでしたら、この法案の審議に入つたのに、どこに場所ができるかわからぬということでは困るわけでありまして、政府としても一日も早くこれをきめられなければいかぬと思ひます。いつごろまでに正式に武山にされるのか、あるいは別の候補地を新たに求めようとされるのか、大臣のお考えがありましたら、一つ聞きたいと思ひます。

力委員が全部そらいます。そこでよく相談をするつもりであります。○前田(正)委員 政府として態度がきめられるについて、もう一点大きな問題は、今私が申し上げました通り、この研究所の敷地というものを早くきめなければならぬ問題だと思つたのです。武山の問題で、代替地をどうするとかどうするとか話をしておりまして、正式にもしこれが代替地を探さないとすれば、相当の日数がかかるし、あるいはまた突進にいづる返還するのを知りませんけれども、私は今から武山を日米合同委員会に持ち出して、代替の候補地を探して、それから正式に返還の手続をするということになりますと、相当先の話になるのではないかと思ふのであります。原子力研究所の法律はなるべく早く成立することにしたし、予算も四月の一日からとれるというふうなときになりまして、果してこの返還を求めるといふことが定期的にも、時間的にも間に合うかという問題も出てくるのではないかと思ふのであります。こういう代替地の問題とか、返還の時間的な問題とか、あるいはまた条件は悪くても、一カ所に集められるというふうなほかの候補地もあるようでありまして、武山の問題を金曜日なら金曜日の委員会に御研究になるときは、武山にとられずに、広い観点から各候補地の欠点、いい点を一つ御検討願つて、それでもなお武山の返還を求めた方がいいという結論を下されるならば、それも政府のお考えとしてけっこうでありますけれども、単に今までの非公式の関係があるからというので、それにとられることのないように願ひたい。われわれ新聞を

見しておりますと、第一候補は武山、第二候補はどこかというふうに書いてありますけれども、そういうような第一候補、第二候補というようにとらわれないで、原子力委員会が政府として決定されるのであって、財団法人の原子力研究所の意見にとられる必要はないのでありますから、原子力委員会でも広く公平に各地の候補地のいい点、悪い点を見られて、なるべく早く御決定を願ひたいと思ふのであります。われわれも、この法案が現実の問題として審議の日程に上つてきたわけでありまして、この法案が通り、四月一日から予算ができて、いつからこの原子力研究所が動き出すんだというので、われわれとしても資料を御提出願つて、事業内容について御説明を願ひたいと思つてはいるのですけれども、敷地の問題ははっきりしないから、いつから原子炉が据え付けられて、いつから原子力研究所が動き出して行くんだということがはっきりしてこないと思ふのです。せつかくわれわれも急いで審議をするわけですから、なるべく早く原子力研究所が動き出すように、政府のお考えをまどめていただきたいと思ひます。

○正力國務大臣 ただいまの御趣旨はごもっともと思ひますから、慎重にやります。

○有田委員長 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本日はこの程度にいたし、次会は明日午前十時より開会いたし、質疑を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会